別表六(十七)の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第42条の10第２項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の」を加える。

別表六(十八)の表中

調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑨」）	を	調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑩」）

に改める。

別表六(十九)の表中

調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑩」）	を	調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑪」）

に改め、同表の記載要領第二号(1)を次のように改める。

(1)　当該事業年度が令和８年４月１日前に開始した事業年度である場合において、別表六(七)「６」、「７」、「13」、「14」又は「18」の要件のいずれかに該当するとき。

別表六(十九)の記載要領第二号③を削り、同号②を同号③とし、同号(1)の次に次のように加える。

(2)　当該事業年度が令和８年４月１日から令和11年３月31日までの間に開始する各事業年度である場合において、別表六(七)「６」若しくは「７」の要件及び同表「13」若しくは「14」の要件のいずれにも該当し、又は同表「18」の要件に該当するとき。

別表六(二十)の表を次のように改める。